地方独立行政法人京都市産業技術研究所派遣指導要綱

（目的）

第１条　この要綱は，地方独立行政法人京都市産業技術研究所（以下「研究所」という。）が，本市中小企業又は中小企業団体等（以下「企業等」という。）の要請に基づき，企業等へ研究員を派遣し指導するのに必要な事項を定めるものとする。

（派遣指導の定義）

第２条　この要綱において「派遣指導」とは，研究所が企業等からの要請に基づき研究員を企業等へ派遣し指導することをいう。

（対象企業等）

第３条　対象となる企業等は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

　⑴　本市に事業所を有する中小企業者及び当該中小企業者を構成員とする中小企業団体等（任意団体を含む。）

　⑵　研究所が，研究員を派遣指導することにより，市内産業の振興に寄与し，事業化，技術改善，技術開発及び技術移転につなげることができると理事長が認めた企業等

（派遣指導の依頼）

第４条　研究所に研究員派遣を依頼する企業等は，地方独立行政法人京都市産業技術研究所派遣指導依頼書（第１号様式）により地方独立行政法人京都市産業技術研究所理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

（派遣の決定）

第５条　理事長は前条の依頼の内容を審査し，研究員の派遣を決定する。

（派遣指導期間）

第６条　理事長は派遣指導期間を，技術移転，技術指導等の開始時から終了時までの期間において，任意に設定することができる。

２　理事長は，前項で設定した派遣指導期間を任意に延長することができるものとする。

（研究員の派遣に伴う費用等）

第７条　理事長が研究員を第４条の依頼に基づき，講師等として派遣する場合は，次の各号に掲げる費用を企業等が負担するものとする。

　⑴　派遣指導手数料

ア　技術指導等による派遣の場合

　　　　１時間３，１４０円。ただし，１時間を超えるときは５，２３０円。１日を超える場合は，１日を超えるごとに５，２３０円を加えた額

イ　講演等による派遣の場合

　　　　１時間５，２３０円。ただし，１時間を超えるときは，超える時間３０分までごとに２，６１０円を加えた額

　⑵　地方独立行政法人京都市産業技術研究所旅費規程及び市内出張旅費支給要綱に基づく交通費，日当，宿泊料の額

２　本市の区域内に住所を有しない中小企業又は中小企業団体等への派遣に係る費用は，前項第１号の費用に２を乗じて得た額に同項第２号の費用を加えた額とする。

（派遣指導手数料等の納入）

第８条　派遣指導を受けた企業等は，前条各号で規定する派遣指導手数料，交通費及び宿泊料を，派遣指導終了後，３０日以内に研究所が発行する請求書に基づき納入するものとする。

　附　則

この要綱は，平成２６年４月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は，令和元年１０月１日から施行する。

２　改正後の第７条の規定は，施行日以降における派遣に適用し，同日前の派遣については，なお従前の例による。